

質問日.02.27 金田もとる

大綱 1 点目、安心・安全の県政を目指して 伺います

1) 県が強力に推し進める DX 政策、「デジタル身分証アプリ」と「みやぎ防災アプリ」について

今議会開会日、知事説明では新年度の 3 つの重点項目の 1 つに「DX による変革みやぎの実現」が挙げられました。

これまでも会派として指摘してきたことですが、県の DX 政策は、国において取得が任意とされている「マイナンバーカード」の普及が中心に据えられ、マイナンバーカードを取得していない県民は端から政策の枠外に置かれています。知事は、防災アプリの普及・推進について、東日本大震災時の教訓に加え、昨年 1 月の能登半島地震でも繰り返された避難所運営の混乱ぶりから、何としても広く県民に防災アプリを普及したいとの思いを強くしたと各所で強調されています。

(※とにかく狙いは、大きな災害、宮城県沖地震と同じぐらいの地震がまた来ると言われておりますので、早いうちにできるだけ一人でも多くの方にアプリを入れていただくことが重要-2025.01.15 定例記者会見)

- ① 知事に伺います。現在の「防災アプリ」は「デジタル身分証アプリ」の取得・登録が前提となっています。マイナンバーカードを持たない県民であってもデジタル身分証アプリを自身のスマートフォンに登録できるようにしてスマートフォンを持つ県民であれば誰もが防災アプリを利用できるようにすることが肝要と考えます。デジタル身分証アプリ、防災アプリの普及のためにも必要不可欠なとりくみです。知事の所見を伺います。お答えください。

デジタル身分証アプリ、防災アプリの普及の為に登録者一人当たり 3 千円の地域ポイントを付与する、今年度 9 月補正・11 月補正、そしてこの 2 月補正と 3 回に渡って、さらに新年度当初予算分も加えると計 12 億 91 百万円余の導入支援費となります。目標の 100 万人に達するまで、ポイントは付与され続けるのでしょうか？

防災アプリの導入に先立って進められた「原子力防災アプリ」について、やはり 2023 (令和 5) 年度アプリをダウンロードした女川原子力発電所から 30 ㎞県内 7 市町の人に 5 千円の地域ポイントを付与。昨年 12 月時点で 12 万 8 千人余の人がアプリをダウンロード

したものの、実際にアプリの利用規約に同意し、避難所の情報等を受け取れる状態になっていたのは約6%、約8千人だったと報じられました。

- ② 知事、この原子力防災アプリの普及と運用の実態について、どのように総括されているのでしょうか？ また、今般の防災アプリの普及に生かすべき教訓はなかったのか伺います。お答えください。**

続発する自然災害、想定される南海トラフ地震への備えとして、デジタル技術を使って避難所を効率的に運営しようとする取り組みが全国の自治体で進んでいますが、受付に使われているのはマイナンバーカードだけではありません。運転免許証を利用した実証実験に取り組んでいるところもあります。

- ③ 知事、一人でも多くの人にアプリを入れていただくことが重要だと強調されるのであれば、ポイント付与に投じる予算の一部をマイナンバーカードを所持しなくても使える防災アプリとする為に振り向けることも必要ではないでしょうか？ いかがですか、お答えください。**

2) 住み続けられる県営住宅を と求めて質問いたします。

県の住宅政策の方針と施策の方向性を定めた基本計画「宮城県住生活基本計画」について、現計画の期間は2030（令和12）年度までとなっていました。また、2029（令和11）年度までを期間とする「宮城県県営住宅ストック総合活用計画」も2024（令和6）年度を目処に計画の見直しを行うとされていました。これまでも、会派としてそれぞれの計画の更新・見直しに際しては、公営住宅法第1条に定める目的、すなわち「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、…国民生活の安定と社会福祉の増進」の実現に寄与す計画とすべきと求めてきました。

県が2023（令和5）年3月に策定した「県営住宅の集約に伴う移転支援の方針」に基づく対応について伺います。

- ④ 2023年度から移転支援を進めている仙台市と多賀城市、村田町（まち）の6団地の取り組みの現状について、対象団地の入居者数、面談・相談件数、移転同意件数等についてお答えください。併せて今後の見通しもお示し下さい。**

県営住宅の入居者の皆さんが参加する「住みよい県営住宅をつくる県民の会」を通じて、また、個別に当会派に寄せられた声を紹介させていただきます。

○年金だけでは生活できず、街中で働いているが、この団地は病院も近く、交通の便も良い、どこに移転したらよいのかわからない。

○県の方針は理解できない。移転希望とする気はなかったが、病気になり、今後のことを考えエレベーターのあるところを希望せざるを得なかった。

○県営住宅は10回落選し、優先枠で入居した。近隣で同等の家賃の県営住宅への移転を希望し、担当の方とは何度か面接している。

○この団地は買い物や交通の便が良く、終の棲家と思っている。建て替えを行い、若い人を入居させるなど、県営住宅の積極的な活用を図ってほしい。

○人口が減少しているのもわかるので、集約の必要性も理解するが、交通の便が良いところは何棟か残して建て替えて欲しい。ここは入居希望者はいなくなるならない。

○建て替えをしないという理由について、説明会の場合でも納得の行く説明がなされていない。きちんと説明して欲しい。

この間、建設企業委員会、本会議において「住生活基本計画」「ストック総合活用計画」に明記されている「県は県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず・・・」との方針は「当面はという意味であり、未来永劫建て替えを行わない」としているわけではないとの部長答弁、知事答弁がありました。今年10月に施行される改正住宅セーフティネット法は、コミュニティの空洞化が進むもとで、重層的な支援体制の整備が求められるとし、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化についてうたっています。

- ⑤ 現在、移転支援が行われている6団地の中にも、複数棟で立地条件も良く、人口減少が進んでも確実に入居者が見込めるところもあります。改正住宅セーフティネット法の趣旨を生かすことができるのは公営住宅です。あらためて「説明会」を開催し、建て替え要望も考慮した対応とすべきです。いかがですか、お答えください。

県は、少子化と人口減少のもとでの住宅需要の減少を前提に住宅政策を検討されていますが、高齢化・少子化の著しい進展は、一方で要支援者の増加に対応した住宅政策が求められることとなります。バリアフリー化やエレベーターの設置、浴室の改善などは民間の小規模住宅での対応は困難で、住戸規模の大きい公営住宅の役割はさらに重要になって行きます。

- ⑥ 県営住宅が福祉とコミュニティ対策の連携のもとに、多様な需要に応える地域社会の要として役割を發揮できるようにしていく必要があります。「住生活基本計画」の改定、「ストック総合活用計画」の見直しに際しては、県営住宅をまちづくりと暮らしの要に位置づけ、エレベーターの設置や建て替えも含めた計画とされることを求めます。お答えください。

3) 地域医療提供体制の整備-仙台医療圏地域医療構想推進事業について

- ⑦ 知事、議論の端緒について、この間、県が進めてきた4病院の再編・統合議論は、2つの県立病院のあり方との関係では、それぞれの「あり方検討会議」での議論、最終的に2019年12月にそれぞれのセンターの「今後のあり方に関する

る報告書」としてまとめられたものが出発点であったということ、この点を確認させていただきたい。間違いありませんね？ お答えください。

さて、2023年12月26日の令和5年度第4回（仙台区域）地域医療構想調整会議では、座長が4日前の12月22日に締結された「仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に関する基本合意」について「様々な懸念の声、心配の声がございますので、今回の重点支援区域の申請とは切り分けて（考えていただきたい）」と述べ、「重点支援区域の申請ということに関しては了解の姿勢で取りまとめたい」となんとか取りまとめた。本来、切り分けて考えることなどできないことを迫って強行突破した。

そして、明けて2024年1月16日に厚労省から異例の条件付きで「重点支援区域」に選定するとの通知が出されるに至りました。

- ・仙台市をはじめとする関係自治体に丁寧に説明を行い、理解を得ること
- ・医療機能の再編等により影響を受ける地域住民に丁寧に説明を行い、理解を得ること

⑧ この2つの条件に付いて、県はその後どのように対応されてきたのでしょうか？ 結果、関係自治体の理解は得られたのでしょうか？ 地域住民の理解は得られたのでしょうか？ 知事としての評価を伺います。また、仙台赤十字病院の利用者に対する説明会の開催は必須です。今後どのような形で説明会を行われるのか？ 併せてお答えください。

昨年11月14日に「仙台赤十字病院と宮城県立がんセンター統合新病院の基本構想」が示されました。一昨年12月の地域医療構想調整会議でも懸念されていた「県の政策医療としてのがん診療の後退」がより現実的なものとして認識させられる内容でした。会派として、過日（2/19）の代表質問で天下議員も取り上げておりましたので、重複は避けますが、2月7日の令和6年度第3回（仙台区域）地域医療構想調整会議の場でも指摘されていました。橋本副座長（宮城県医師会副会長）の発言でした。

—再編議論のスタート時のコンセプトは第一に「がんを総合的に診療できる機能を有する病院」の実現であったはず。それが、統合新病院のコンセプトでは3番目に「最適ながん医療を提供する病院」となっている。今のがんセンターのポテンシャルを落とすようなことがあってはならない。日赤本社ががん診療をおろそかにしようとしているともモレ伝わっている。間違ってもそのような事態にならないようにとの意見が当会議で「強く出された」と日赤側に伝えてほしい。—

⑨ 「がんを総合的に診療できる機能を有する病院」の実現に向けて取り組んできた関係者の言葉として重いものがあります。知事はこの言葉をどのように受け

止められましたか？ また、日赤本社にこの言葉は伝えられましたでしょうか？
伺います。

東北労災病院に関連して伺います。

2021年9月に新たな2つの「枠組み（4病院）」が提案され、東北労災病院は富谷市で県立精神医療センターとの合築・移転の方向で議論が推し進められてきましたが、精神医療センターの患者さんやその家族、県内でこれまで中心的に精神科医療に携わって来られた医師や看護師、精神保健福祉士などの当事者・関係者からの根強い「富谷市移転反対」の声の前に、知事もようやく昨年11月議会で「県立精神医療センターの名取市内での建て替えを表明」するに至りました。

⑩ 知事、この時点で2023（R5）年2月の「移転・合築に向けた協議確認書」に基づく「枠組み」としての議論ではなくなったと思います。来年度に持ち越される協議継続の根拠を示してください。

この時点で、「東北労災病院は現地で存続」することになったと思った県民も多かったと思います。年明け、1月9日には地域医療を守る共同行動みやぎ連絡会から「東北労災病院の富谷市移転協議の中止及び協議確認書の解除を求める要望書」が出され、同じく22日には東北労災病院を守る会から「協議を中止し、移転計画を断念すること」とする要請書も出されています。東北労災病院の井樋院長先生は病院広報誌の新年のあいさつの中で「県立精神医療センターとの合築・移転の話が3年前に出してから、当院への紹介を躊躇してしまうという意見も開業医の先生方から多数いただいている」ことに触れていました。また、労災病院が実施した「合築・移転問題について」と題した職員向けアンケートは対象職員782人中513件の回答（回答率65.6%）で、「再編構想について協議が長期化していることで、病院運営に支障を来しているか？」との質問には何と77.4%の人が「支障を来していると思う」と答え、移転か現地存続かについては、「現地存続」が55.9%で「移転する方が良い」の15.2%を大きく上回り、県との協議を「続けるべき」とした職員は14.4%にとどまり、62.0%が「これ以上の協議は打ち切って結論を出すべき」としています。前出の連絡会による「再編反対」の署名は累計で7万筆を超え、病院利用者の方々からの不安も日増しに大きくなっています。

⑪ 知事、いたずらに東北労災病院の職員、利用者、そして地域住民に不安を与え続ける議論は止めていただきたい。労働者健康安全機構との協議の打ち切りを求めます。お答えください。

地域医療構想調整会議での議論のあり方について要望いたします。

先にも述べましたが、今般の病院再編議論は「地域医療構想の趣旨を踏まえた」

ものとしてスタートしていましたが、実際の地域医療構想調整会議での議論は決して十分なものとは言えません。そもそも議題設定されていません。昨年2月の一般質問でも指摘していたことですが、前年12月の（仙台区域）地域医療構想調整会議での「仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に関する基本合意」に関わる議題は開催日直前に追加議題としてつけ加えられ、「重点支援区域」の申請の了解を取り付けるための会議にされてしまいました。東北労災病院の移転議論については、この2月7日の令和6年度第3回（仙台区域）地域医療構想調整会議の場では一言も触れられませんでした。

⑫ 次期地域医療構想の検討に際しては、人口減少、医療スタッフの確保の困難性が殊の外強調される一方、高齢者人口が増し、救急医療への需要が高まる中で、それぞれの病院の特性なども考慮することが求められています。先の構想調整会議の中では、座長から「単に病床の数を合わせれば良いというものではない」との発言もありました。圏域内の医療連携にも大きな影響をあたえることを考えれば、しっかりと地域の実情も踏まえた議論となるよう、議題設定されることを望むものです。今議会中、志賀部長からも「しっかりとした協議の場が必要」との答弁が出されていました。いかがでしょうか？ お答えください。

4) 地域との共生、環境保全と持続可能なエネルギー社会を目指す取り組みに

ついて

「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」（計画期間 2023～2030 年度）の目標達成に向けた取組施策の中では重点対策として、7) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するための取組も位置付けられ、昨年4月には「再生可能エネルギー地域共生促進税」の導入に至りました。同税の導入は「再エネの最大限導入と。環境保全の両立を目指す新たな取組」と位置付けられ、森林の乱開発に歯止めをかける一方、非課税となる「地域と共生する再エネ発電設備」の導入を進めるとされました。

⑬ 昨年7月には「非課税認定」第1号事業として白石越河風力発電事業が認定されていますが、その後の非課税認定に向けた動きについて、現状を伺います。お答えください。

「地域と共生する再エネ発電事業」の認定に際して、地球温暖化対策推進法に基づく促進事業計画ならびに農山漁村再エネ法に基づく整備計画に基づき使用されるものと規定されていますが、県内では前提となる「実行計画」を策定した市町村はなく、非課税を求め

る事業者はおのずと「準じる事業」としての認定を求める方向に進みます。県もこのような現状を踏まえて、「準じる事業」としての非課税認定に必要な「地域の合意形成」に向けて、「協議会」の設置・運営を強力にバックアップしていますが、事業者の多くは県外企業となっています。

⑭ 本来、「地域と共生する再エネ発電事業」としていく上では、地域内での再投資力を高めることが重要と考えます。そのためには、地域に根ざした企業が、ノウハウを持つ地域外の企業と協業する。あるいは地域外の企業が、地域に根ざした企業と協業する。地域内外の企業が出資し合って、地域内に新しい企業を設立する。県としてこのような取組に対する支援を行うことこそが求められています。いかがでしょうか、知事、お答えください。

5) 放射能汚染廃棄物処理についてうかがいます。

県が国・環境省との連携のもとに進めてきた農林業系汚染廃棄物の各自治体での処理は、農林地還元方式に加えて、地域住民の反対・不安の声を押し切った「焼却処理」が実行に移されてきました。大崎市の住民による「放射能汚染廃棄物焼却反対」住民訴訟の審理では原告住民側から「焼却によるセシウム粉塵漏れ」があったことを示す調査結果も示されましたが、高裁判決では「社会生活上受忍すべき限度を越えると言える具体的な危険性があるものであったとは言えない」とされ、審理は最高裁にまで進むことになりました。「特措法」の問題を含めてこれまで以上に全国から注視される裁判になります。

県は2023（R5）年より「市町が抱える汚染廃棄物の処理を加速するため、処理を受託可能な民間事業者の情報を提供」し始めました。この件については、私も当時、所管の委員会で取り上げ、また複数の同僚議員が本会議でも取り上げてきていました。その後の経過と現状について伺います。

⑮ 汚染廃棄物の保管状況について直近の数値を伺います。また、県が情報提供した事業者の受託処理実績について伺います。お答えください。

県は各市町に民間事業者の情報を提供する際に「受入事業者及び受入自治体に係る情報は非公表」としていました。

⑯ この「非公表」という条件はいまも変わっていないのか？ 変わっていないとすればその理由についてあらためて伺います。お答えください。

各市町の処理事業の財源は、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）として1/2、震災復興特別交付税として1/2です。前段の補助金

の所管は環境省で、同省が当該補助金の実施要領も示しています。その実施要領を読んで気になったのですが、第 11 条に「市町村等は、本事業の実施に当たり、破碎・裁断施設、焼却施設、最終処分場及び搬入路等の周辺住民の理解を得るものとする。」とあります。

⑰ 今回は、宮城県が紹介した民間事業者が市町村の委託を受けて県外で処理しているわけですが、周辺住民の理解を得る作業を行ったのは、委託した側の市町村もしくは宮城県でしょうか？それとも搬出先の処理施設、最終処分場の所在地の市町村もしくは当該県なのでしょうか？お答えください。

本年、1月21日の建設企業委員会に、白石・南部山浄水場で県企業局が保管する指定廃棄物の指定解除申請及び処分について報告されていました。企業局からは「指定解除」となることを前提に新年度予算案に処分に必要な経費2億53百万円余を計上しているとも聞きましたが、その際に、やはり「民間事業者」へ委託して「産業廃棄物」として処理することを考えていること、事業者名等については同様に非公表方針だとのこと。

「特措法」によって公然と放射能汚染に対するダブルスタンダードが持ち込まれ、放射能汚染は拡散してはならないという大原則もなし崩しにされてきました。

⑱ 今、宮城県が各市町に民間事業者を紹介して進めている処理作業は、国と県と当該市町がそれぞれに責任をあいまいにしたまま、放射能汚染を他県にまで拡散していることに他なりません。そして、搬出先、処理施設周辺の住民の皆さんはその事実を十分に知らされないままに汚染の危機にさらされている。搬出先での環境モニタリング報告も不十分なままです。宮城県として今後更にその危険性を拡大していく。このようなことを認めるわけにはいきません。県として対応を改めるべきです。知事、お答えください。

大綱2点目、特定の誰かではなく、大勢の県民の視点に立って考えるという

ことについて

本年1月6日、職員を前に仕事始めの挨拶を行った知事は最後に、仕事に当たっての心構えを3点話しました。県のHPでは以下のように紹介されています。

－1点目は、「県民の視点に立って考えること」です。我々が取り組まなければならない課題には、意見が分かれ、困難な対応を迫られることがあります。そのような時は、常に、特定の誰かではなく、その他大勢の県民の顔を思い浮かべ、それが将来の宮城にとって必要かどうかを考え、決断してください。

- ⑭ 私は、知事のこの発言を目にしたときに、知事がいう「特定の人たち」を想像するのはなかなか難しいと感じました。知事には具体的に「特定の誰か」のイメージがある(あった)のでしょうか？ 伺います。

知事は心構えの3点目として、職員の皆さんへ「様々な方々との対話」も強調しています―現地へ赴き、話を聞き、自分の目で地域の実情をしっかりと見て、施策の立案や実行に生かすようにしてください―と。議員としての私に向けられた言葉ではないかと思いつつ、知事自身に向けられた言葉のようにも思えました。このことをお伝えして壇上からの質問を終わります―ご清聴ありがとうございました。

見出し・書き込み含めて 8512 字